

○国土交通省告示第 号

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第三条第一項の規定に基づき、空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定めたので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年 月 日

国土交通大臣 金子 恭之

空港の設置及び管理に関する基本方針の一部を改正する告示

空港の設置及び管理に関する基本方針（平成二十年国土交通省告示第千五百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

はじめに

1 我が国の空港政策の課題と空港法

我が国の空港（公共の用に供する飛行場）は、社会経済の発展や高速交通需要の増大に伴い順次整備が進められてきた結果、現在全国で合計九十七を数えるに至っており、空港整備は、配置的側面から見れば概成したものと考えられる。一方で、航空利用者の大幅な増加に伴い航空に対する需要の質は多様化・高度化しており、さらに、観光立国の実現に向けた施策の推進に伴い、訪日外国人旅行者が大幅に増加してきていることも踏まえ、利用者ニーズの変化に的確に 대응していく必要がある。また、アジア域内の各国・地域では、国家戦略として、アジア域内はもとより、北米をはじめ欧米とアジアとの間で増大する航空需要を取り込むための空港整備が進められていることから、我が国においても、こうした空港間競争の動きに後塵を拝することなく、官民が一体となつて、拠点空港の機能強化と航空ネットワークの充実を着実に図ることで、我が国の国際競争力の強化及び経済安全保障の確立に資するとともに、アジアの玄関口として国際的な交流促進に対する貢献を積極的に果たしていく必要がある。

このような状況を踏まえ、空港政策の重点を「整備」から「運営」にシフトさせ既存ストックを最大限活用することを基本としつつ、「整備」については、今後とも需要を厳格に見極めた上で、将来需要に対応するための施設整備・機能向上等を図りつつ、「運営」については、既存の空港を有効活用することにより、多様化し高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、空港の効果的かつ効率的な運営の確保、空港施設の適切な維持・更新等を図ることが急務となっている。

我が国の空港をめぐる諸課題に適切に対応し、今後の空港の中長

改正前

はじめに

1 我が国の空港政策の課題と空港法

我が国の空港（公共の用に供する飛行場）は、社会経済の発展や高速交通需要の増大に伴い順次整備が進められてきた結果、現在全国で合計九十七を数えるに至っており、事業実施中の空港を加えると、空港整備は、配置的側面から見れば概成したものと考えられる。一方で、航空利用者の大幅な増加に伴い航空に対する需要の質は多様化・高度化しており、さらに、観光立国推進施策の推進に伴い観光交流は一層増加する見込みであるため、これらに的確に 대응する必要がある。また、アジア各国の急速な経済成長に対応して、我が国もアジア各国との間で増大する航空需要に見合う供給力を確保し、アジアの玄関口として世界との間の交流に対する貢献を積極的に果たす必要がある。

このような状況を踏まえ、我が国の空港政策を確立し、航空ネットワークの維持強化を含め利用者便益の増進及び国際競争力の強化に向け適切に対応することが求められているとされており、空港政策の重点が「整備」から「運営」にシフトし既存ストックを最大限活用することを基本とする中で、「整備」については、今後とも需要を厳格に見極めた上で、将来需要に対応するための施設整備・機能向上等を図りつつ、「運営」については、既存の空港を有効活用することにより、多様化し高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、空港の効果的かつ効率的な運営の確保、空港施設の適切な維持・更新等を図ることが急務となっている。

我が国の空港をめぐるこれらの諸課題に適切に対応し、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を明示するため、国土交通大臣が空港の設置及び管理に関する基本方針を定めることとする等の内容を盛り込んだ「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」

期的な整備及び運営のあり方を明示するため、国土交通大臣が空港の設置及び管理に関する基本方針を定めることとする等の内容を盛り込んだ「空港整備法及び航空法の一部を改正する法律」が平成二十年の第六十九回国会において成立し、同年六月、これまでの空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）は、名称も空港法と改められた。

2 基本方針策定の趣旨と基本理念

本基本方針は、空港法第三条の規定に基づき、「空港管理者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図られるべきこと」を基本理念として、同条第二項に規定する記載事項ごとに定めるものである。

3 基本方針策定に当たつての留意事項

今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方は、現時点での社会経済情勢と今後の動向、利用者及び国民のニーズ・意識の動向、空港整備や空港容量の現状と今後の見込み、航空運送事業者の今後の事業戦略、他の交通機関の整備の現状と今後の見通し、これまでの各国の取組とその効果等も含め、様々な事情と密接に関係するものである。

したがって、これらの諸事情を総合的に勘案し、利用者の視点、国家戦略の視点、グローバルの視点、地域の視点、先見性の視点、効率化の視点、総合性の視点といった様々な視点から、空港をめぐる諸課題を複眼的に捉えて、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を定めることが期待されている。

このため、本基本方針は、これらの視点を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意して、策定したものである。

が平成二十年の第六十九回国会において成立し、同年六月、これまでの空港整備法（昭和三十一年法律第八十号）は、名称も空港法と改められた。

2 基本方針策定の趣旨と基本理念

本基本方針は、このような経緯で改正された空港法第三条の規定に基づき、「空港管理者、国、関係地方公共団体、関係事業者、地域住民その他の関係者の相互の密接な連携及び協力の下に、空港の設置及び管理を効果的かつ効率的に行い、環境の保全に配慮しつつ、空港の利用者の便益の増進を図り、もって航空の総合的な発達に資するとともに、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化及び地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図られるべきこと」を基本理念として、同条第二項に規定する記載事項ごとに定めるものである。

3 基本方針策定に当たつての留意事項

今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方は、現時点での社会経済情勢と今後の動向、利用者及び国民のニーズ・意識の動向、空港整備や空港容量の現状と今後の見込み、航空運送事業者の今後の事業戦略、他の交通機関の整備の現状と今後の見通し、これまでの各国の取組とその効果等も含め、様々な事情と密接に関係するものである。

したがって、これらの諸事情を総合的に勘案し、利用者の視点、国家戦略の視点、グローバルの視点、地域の視点、先見性の視点、効率化の視点、総合性の視点といった様々な視点から、空港をめぐる諸課題を複眼的に捉えて、今後の空港の中長期的な整備及び運営のあり方を定めることが期待されている。

このため、本基本方針は、これらの視点を踏まえるとともに、次に掲げる事項について留意して、策定したものである。

今後は、国にあっては本基本方針に則った政策遂行を図るほか、国管理空港の的確な整備及び運営を、国以外の空港管理者にあっては本基本方針に沿って空港の整備及び運営を、空港運営権者（関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第二十九条第二項に規定する空港運営権者、民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第四条第二項に規定する国管理空港運営権者、同法第十一条第二項に規定する地方管理空港運営権者、同法附則第五条に規定する共用空港運営権者及び同法附則第十六条第二項第三号に規定する特定地方管理空港運営権者をいう。以下同じ。）にあっては本基本方針のほか関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する基本方針（平成二十四年国土交通省告示第七百三十八号）又は民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する基本方針（平成二十五年国土交通省告示第千八十号）に沿って空港の運営等を、空港機能施設事業者にあっては本基本方針に沿って空港機能施設の整備及び運営を適切に行うこととし、その他の関係者に対しては本基本方針に沿って行う空港の整備及び運営に対し最大限の理解と協力を求めるものである。

(1) 航空の安全の確保

航空においては、ひとたび事故が生じれば多くの人命が奪われる可能性が高く、その安全の確保はすべての活動に対して優先されるべき大前提である。したがって、国、空港管理者、空港運営権者、航空運送事業者を含め空港の整備及び運営に関連するすべての者は、このことを肝に銘じて取り組まなければならない。

(2) 航空政策との整合・協調的取組

空港はこれを利用して離着陸する航空機があつてこそ機能するものであり、航空ネットワークを構成する重要な要素としてその役割を的確に果たすことが求められる。したがって、空港の整備及び運営に当たり、現在取り組んでいる次のような航空政策全般

今後は、国にあっては本基本方針に則った政策遂行を図るほか、国自らが設置及び管理する空港の的確な整備及び運営を、国以外の空港管理者にあっては本基本方針に沿って空港の整備及び運営を、空港法第十五条に規定する空港機能施設事業者にあっては本基本方針に沿って空港機能施設の整備及び運営を適切に行うこととし、その他の関係者に対しては本基本方針に沿って行う空港の整備及び運営に対し最大限の理解と協力を求めるものである。

(1) 航空の安全の確保

航空においては、ひとたび事故が生じれば多くの人命が奪われる可能性が高く、その安全の確保はすべての活動に対して優先されるべき大前提である。したがって、国、空港管理者、航空運送事業者を含め空港の整備及び運営に関連するすべての者は、このことを肝に銘じて取り組まなければならない。

(2) 航空政策との整合・協調的取組

空港はこれを利用して離着陸する航空機があつてこそ機能するものであり、航空ネットワークを構成する重要な要素としてその役割を的確に果たすことが求められる。したがって、空港の整備及び運営に当たり、現在取り組んでいる次のような航空政策全般

との整合・協調的取組が必要である。

① (略)

② 航空は、国内の地域間交流、世界との往来、観光を含む交流や物資の輸送等のための不可欠の交通手段として、国民生活の向上や地域経済の活性化にも大きな役割を果たすものであり、このような航空の機能が十分に発揮されることが我が国の競争力や地域活力の源泉となり、アジアの玄関口として国際的な交流促進に対する貢献にもなる。すなわち、航空ネットワークの強化、利用しやすい航空輸送の確保等は、生活・産業レベルの向上や我が国の競争優位をもたらすこと、国際的責務を果たすことにもなるものであり、そういった観点から、国も、空港の適切な整備及び運営、航空運送事業者の路線参入、航空輸送サービス提供の維持等も含めた適切な航空政策の遂行に努めることとしている。

(3) 他の関連政策との整合・協調的取組

空港政策と観光政策や物流政策との連携による総合効果を発揮させること、空港と鉄道・道路等との連携による空港アクセスの整備やその利便性向上を図ること等、空港政策と関連政策の連携については、総合的な見地からの検討を行い、関連政策との整合・協調的取組を図りながら、それぞれの政策遂行を的確に行うこととしている。

4 (略)

第一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

1 意義

空港は、単体では機能し得ず、他の空港と航空機によって結ばれ、路線が構築されて初めて機能するという意味で「ネットワークの基盤」であるという特性を有している。加えて、空港は設置された地域の中においても孤立して存在するものではなく、空港周辺地域の様々な事業者、地方公共団体等の存在に支えられ、各地との移動・交流を行う基盤ともなっているという意味で「地域における拠点

との整合・協調的取組が必要である。

① (略)

② 航空は、国内の地域間交流、世界との往来、観光を含む交流や物資の輸送等のための不可欠の交通手段として、国民生活の向上や地域経済の活性化にも大きな役割を果たすものであり、このような航空の機能が十分に発揮されることが我が国の競争力や地域活力の源泉となり、アジアの玄関口として世界との間の交流に対する貢献にもなる。すなわち、航空ネットワークの強化、利用しやすい航空輸送の確保等は、生活・産業レベルの向上や我が国の競争優位をもたらすこと、国際的責務を果たすことにもなるものであり、そういった観点から、国も、空港の適切な整備及び運営、航空運送事業者の路線参入、航空輸送サービス提供の維持等も含めた適切な航空政策の遂行に努めることとしている。

(3) 他の関連政策との整合・協調的取組

空港政策と観光立国推進施策やアジア・ゲートウェイ構想推進施策との連携による総合効果を発揮させること、空港と鉄道・道路等との連携による空港アクセスの整備やその利便性向上を図ること等、空港政策と関連政策の連携については、総合的な見地からの検討を行い、関連政策との整合・協調的取組を図りながら、それぞれの政策遂行を的確に行うこととしている。

4 (略)

第一 空港の設置及び管理の意義及び目標に関する事項

1 意義

空港は、単体では機能し得ず、他の空港と航空機によって結ばれ、路線が構築されて初めて機能するという意味で「ネットワークの基盤」であるという特性を有している。加えて、空港は設置された地域の中においても孤立して存在するものではなく、空港周辺地域の様々な事業者、地方公共団体等の存在に支えられ、各地との移動・交流を行う基盤ともなっているという意味で「地域における拠点

「としての機能を担っている。さらに、空港はサービス提供の場であり、「サービスの拠点」としての機能や、不法入国の水際阻止、震災時の輸送拠点となる等「安全・安心の拠点」としての機能も有しており、これらすべての機能を総括して、経済社会活動の基盤、世界に向けた玄関口、物資の輸出入の拠点、観光を含む交流の基盤、地域活力向上の基盤等の「公共インフラ」としての機能を果たしているものである。

このように、空港は、我が国の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域における広域的な交流拠点であり、かつ、四面環海の我が国において、世界に向けた玄関口として人流・物流両面で不可欠な役割を果たしている。

昨今では、経済社会のグローバル化に伴い、世界の活力を成長のエネルギーとし、我が国の国際競争力を強化していくことが求められている。また、激変する世界情勢の中で、我が国と世界各国・地域との接続性を高め、経済安全保障を確立していくことも重要である。このため、現下の厳しい財政事情に鑑みつつ、必要となる我が国の内外の航空ネットワークの強化や航空運送の活性化等を図るべく、空港の能力を量的にも質的にも最大限に発揮させる施策を講じることが喫緊の課題となっている。

また、人口減少や急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にして、我が国では、地域の活力の減退が危惧されているため、地域における広域的な交流拠点であり地域活性化の核となり得る空港において、観光振興や物流高度化をはじめとする関連施策とも連携しながら、国内外の人や物の流れを活発化させ、需要の創出につなげていくことを目指し、積極的な取組を行うことが求められている。

とりわけ、二〇三〇年（令和十二年）までに訪日外国人旅行者数を六千万人、訪日外国人旅行消費額を十五兆円に拡大する等の政府目標が掲げられており、オーバーツーリズムの課題を回避しつつ持続的に観光客を受入れながら、その効果を日本全体へ波及させてい

「としての機能を担っている。さらに、空港はサービス提供の場であり、「サービスの拠点」としての機能や、不法入国の水際阻止、震災時の輸送拠点となる等「安全・安心の拠点」としての機能も有しており、これらすべての機能を総括して、経済社会活動の基盤、世界に向けた玄関口・窓口、物資の輸出入の拠点、観光を含む交流の基盤、地域活力向上の基盤等の「公共インフラ」としての機能を果たしているものである。

このように、空港は、我が国の社会経済活動に不可欠な社会基盤であり、地域における広域的な交流拠点であり、かつ、四面環海の我が国において、世界に向けた玄関口・窓口として人流・物流両面で不可欠な役割を果たしている。

昨今では、経済社会のグローバル化に伴い、世界の活力を成長のエネルギーとし、我が国の国際競争力を強化していくことが求められている。このため、現下の厳しい財政事情に鑑みつつ、必要となる我が国の内外の航空ネットワークの強化や航空運送の活性化等を図るべく、空港の能力を量的にも質的にも最大限に発揮させる施策を講じることが喫緊の課題となっている。

また、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にして、我が国では、地域の活力の減退が危惧されているため、地域における広域的な交流拠点であり地域活性化の核となり得る空港において、観光振興や物流高度化を始めとする関連施策とも連携しながら、国内外の人や物の流れを活発化させ、需要の創出につなげていくことを目指し、積極的な取組を行うことが求められている。

このような状況を踏まえ、航空の安全の確保を前提に、航空輸送需要への的確な対応、サービスの改善等を通じた利用者の便益の増進、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化、地域の活力の向上等に資するべく、空港の設置及び管理を行うこととする。

くためには、航空ネットワークを生かした地方誘客により、訪日外国人旅行者のフローを構造的に変えていく必要がある、玄関口となる空港が、広域的な移動を支える基幹的な交通ネットワークの構築に寄与していくことが求められている。

さらに空港は、大規模自然災害が頻発する中で、緊急物資・人員の輸送拠点として、地域の事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に重要な役割を果たし、国土強靱化に貢献するインフラであることも明らかになってきている。これまでの災害において、空港が住民避難拠点として機能した例もある。

このような状況を踏まえ、航空の安全の確保を前提に、環境の保全に配慮しつつ、航空輸送需要への確な対応、サービスの改善等を通じた利用者の便益の増進、我が国の産業、観光等の国際競争力の強化、地域の活力の向上、防災・減災、国土強靱化等に資するべく、空港の設置及び管理を行うこととする。

2 目標

空港の設置及び管理については、1の「意義」に掲げる内容を踏まえつつ、次に掲げる目標の達成に向けて的確に取り組むこととする。

① 既存ストックの有効活用を基本とし、民間の資金や能力も活用しつつ、空港施設の更新や高質化、運営面の充実・効率化及び施設の着実な整備を行うことにより、利用者便益の増進及び空港における安全・安心の確保を図ることとする。

② 空港のサービス水準の向上等を通じた内外の航空路線の維持・強化を図るとともに、適正な水準の空港使用料の設定を行い、もって海外の空港と密接に結ぶとともに国内の空港間でも充実した航空ネットワークの適切な形成等により、我が国の国際競争力強化を図ることとする。

③ 空港の積極的な活用により、訪日外国人旅行者の受入拡大や各地域の産業クラスター形成の促進を図り、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に資するとともに、空港の運営に伴

2 目標

空港の設置及び管理については、1の「意義」に掲げる内容を踏まえつつ、次に掲げる目標の達成に向けて的確に取り組むこととする。

① 既存ストックの有効活用を基本とし、空港施設の更新や高質化、運営面の充実・効率化及び施設の着実な整備によって利用者便益の増進及び空港における安全・安心の確保を図ることとする。

② 空港のサービス水準の向上等を通じた内外の航空路線の維持・強化を図るとともに、適正な水準の空港使用料の設定を行い、もって海外の空港と密接に結ぶとともに国内の空港間でも充実した航空ネットワークの適切な形成等により、我が国の国際競争力強化を図ることとする。

③ 空港の積極的な活用により、地域経済の活性化その他の地域の活力の向上を図るとともに、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。

う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることとする。

④ 航空脱炭素化推進基本方針（令和四年国土交通省告示第千二百四十一号）に基づき、空港の脱炭素化を推進することで、各空港の温室効果ガス排出量を削減し、我が国の空港全体でカーボンニュートラルの高みを目指すこととする。

⑤ 空港の耐災害性や防災拠点機能を強化することで、空港周辺の地域防災力向上を図るとともに、国土強靱化に貢献することとする。

⑥ (略)

3 空港関係者の役割

空港の設置及び管理の意義及び目標の達成に向けて、空港関係者がそれぞれの役割を適切に果たすことが望まれる。この観点から、それぞれの役割を以下のとおり整理する。

① 国は、空港政策をどのように展開するかを定める本基本方針の実現に向けた施策を講じるとともに、国管理空港の設置及び管理に関する責任者として、地域の関係者、空港機能施設事業者等と連携し、航空ネットワークの拠点となる空港が向かうべき方向性を視野に入れ、空港の整備及び運営を適切に行い、航空ネットワークの拡充のための基盤整備を含む空港機能の強化、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、国以外の空港管理者や空港運営権者に対し、適切に指導監督を行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

② 空港会社は、国際拠点空港の設置及び管理に関する責任者として、国、関係地方公共団体等の関係者と連携し、国際拠点空港として将来的に目指していくべき姿を念頭に置き、効率的で自立した経営や創意工夫を生かした空港の整備及び運営を通じて、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

③ 空港の管理者である地方公共団体は、その管理する空港の設

(新設)

(新設)

④ (略)

3 空港関係者の役割

空港の設置及び管理の意義及び目標の達成に向けて、空港関係者がそれぞれの役割を適切に果たすことが望まれる。この観点から、それぞれの役割を以下のとおり整理する。

① 国は、空港政策をどのように展開するかを定める本基本方針の実現に向けた施策を講じるとともに、国管理空港の設置及び管理に関する責任者として、地域の関係者、空港機能施設事業者等と連携し、航空ネットワークの拠点となる空港が向かうべき方向性を視野に入れ、空港の整備及び運営を適切に行い、航空ネットワークの拡充のための基盤整備を含む空港機能の強化、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。また、国以外の空港管理者に対し、適切に指導監督を行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

② 空港会社は、国際拠点空港の設置及び管理に関する責任者として、国、周辺地方公共団体等の関係者と連携し、国際拠点空港として将来的に目指していくべき姿を念頭に置き、効率的で自立した経営や創意工夫をいかした空港の整備及び運営を通じて、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

③ 空港の管理者である地方公共団体は、その管理する空港の設

置及び管理に関する責任者として、国等の関係者と連携し、将来の空港のあり方を考慮に入れながら、創意工夫を生かした空港の整備及び運営を通じて、利用者便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

④ 空港運営権者は、空港の運営等を行う者としてその責務を果たすものであり、空港の公共インフラとして有する高い公共性を踏まえつつ、国、関係地方公共団体等の関係者と連携し、民間の資金や能力を活用することで効率的かつ効果的に創意工夫を生かした空港の運営等を適切に行い、利用者の便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。

⑤ (略)
また、空港の関係地方公共団体その他の関係者については、以下の役割を果たすことが望まれる。

⑥ 空港の関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等は、空港を核とした地域の活性化に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力するとともに、協議会（空港法第十四条に規定する協議会をいう。以下同じ。）を積極的に活用し、利用者便益の増進に努めることとする。

⑦ 航空運送事業者、貨物運送事業者、グラウンドハンドリング事業者等は、空港を中心とした人流・物流の主たる担い手として、空港管理者その他の関係者と連携・協力し、空港におけるサービスの向上その他の空港利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

⑧ ビジネスジェット（企業・団体又は個人が利用する定期航空運送以外の商用・観光目的等の航空運送）関係者や航空機使用事業者、防災・消防・警察ヘリ等の航空運送事業者以外の航空機使用者は、空港の適切かつ有効な活用に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力した取組に努めることとする。

⑨ 空港へのアクセス（鉄道、バス、タクシー等）を担うアクセス交通事業者のほか、レンタカー事業者、駐車場運営者は、空

置及び管理に関する責任者として、国等の関係者と連携し、将来の空港のあり方を考慮に入れながら、創意工夫をいかけた空港の整備及び運営を通じて、利用者便益の増進、空港における安全・安心の確保等を図ることとする。
〔新設〕

④ (略)
また、空港の周辺地方公共団体その他の関係者については、以下の役割を果たすことが望まれる。

⑤ 空港の周辺地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等は、空港を核とした地域の活性化に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力するとともに、協議会（空港法第十四条に規定する協議会をいう。以下同じ。）を積極的に活用し、利用者便益の増進に努めることとする。

⑥ 航空運送事業者、貨物運送事業者等は、空港を中心とした人流・物流の主たる担い手として、空港管理者その他の関係者と連携・協力し、空港におけるサービスの向上その他の空港利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

⑦ ビジネス航空関係者や航空機使用事業者、防災・消防・警察ヘリ等の航空運送事業者以外の航空機使用者は、空港の適切かつ有効な活用に向け、空港管理者その他の関係者と連携・協力した取組に努めることとする。

⑧ 空港へのアクセス（鉄道、バス、タクシー等）を担うアクセス交通事業者は、アクセスが利用者便益の重要な要素であるこ

港アクセスが利用者便益の重要な要素であることを念頭に、空港管理者その他の関係者との連携・協力による空港アクセス機能の高度化等を図るとともに、利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

なお、それぞれの空港が置かれている環境や直面する課題は大きく異なっている。そのため、空港管理者及び空港運営権者や関係地方公共団体が中心となつて、関係者の協議により各空港の将来ビジョンを策定すること等を通じて、2の「目標」に掲げた6つの目標の内容を具体化・明確化するとともに、上記のそれぞれの主体がどのような役割を果たすべきかを整理することで、全体最適の観点から関係者の連携・協力を通じて必要な取組を計画的に進めていくことが望ましい。

4 航空政策全体としての取組

1の「意義」に掲げる内容を踏まえ、空港の設置及び管理の目標を達成するに当たっては、3の「空港関係者の役割」に掲げる内容のとおり、関係者がそれぞれの役割を果たすことが望まれるが、空港はネットワークの基盤であるという特性から見ても、空港の整備及び運営における対応と併せ、航空路線の展開やサービス内容を含めた航空政策全体としての取組が必要である。

このため、まずは、空港の整備及び運営における対応を確実にを行い、目標達成のために必要な取組を行うこととし、その上で、空港を活用した航空政策全般の中でどのように航空ネットワークを維持・強化し、航空の利用促進・需要喚起・サービス向上にどのようなつながりについて正面から取り組んでいくこととし、このための政策の磨き上げとその円滑な実施に向け全力を挙げることとする。

第二 空港の整備に関する基本的な事項

我が国の空港については、配置的側面からの整備は全国的に見れば概成し、離島を除き新設を抑制することとしており、今後は、将来需要に的確に対応するための方策のほか、航空輸送サービスの質

とを念頭に、空港管理者その他の関係者との連携・協力による空港へのアクセス機能の高度化等を図るとともに、利用者の便益の増進に向け関係者と連携した取組に努めることとする。

4 航空政策全体としての取組

1の「意義」に掲げる内容を踏まえ、空港の設置及び管理の目標を達成するに当たっては、3の「空港関係者の役割」に掲げる内容のとおり、関係者がそれぞれの役割を果たすことが望まれるが、空港はネットワークの基盤であるという特性から見ても、空港の整備及び運営における対応と併せ、航空路線の展開やサービス内容を含めた航空政策全体としての取組が必要である。

このため、まずは、空港の整備及び運営における対応を確実にを行い、目標達成のために必要な取組を行うこととし、その上で、空港を活用した航空政策全般の中でどのように航空ネットワークを維持し、航空の利用促進・需要喚起・サービス向上にどのようなつながりについて正面から取り組んでいくこととし、このための政策の磨き上げとその円滑な実施に向け全力を挙げることとする。

第二 空港の整備に関する基本的な事項

我が国の空港については、事業実施中の空港を加えると、配置的側面からの整備は全国的に見れば概成し、離島を除き新設を抑制することとしており、今後は、将来需要に的確に対応するための方策

の向上や利用者の便益の増進に向けた空港機能の高質化、また、空港保安、防災・減災、国土強靱化の観点からの安全・安心の確保等が求められている。これらに対応するため、現下の厳しい財政事情に鑑み、需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、事業評価をより厳格に実施すること等により選択と集中を図り、投資を重点化していくとともに、既存ストックを活用した空港機能の高質化に向け、以下の施策を中心に取り組むことが必要である。

なお、具体的な整備のあり方については、社会資本整備重点計画に従って対応する。

1 将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

将来の需要動向を踏まえ、今後の空港の整備においては、以下のとおり取り組んでいくことが必要である。

① (略)

② 離島空港については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする。

③・④ (略)

2 空港の保安対策、防災・減災、国土強靱化の観点からの安全・安心の確保

空港への不法侵入事案の発生、空港の浸水や大規模地震の発生等といった航空輸送サービスの安全・安心を脅かす事象が発生しており、これらに適切に対応するため、以下の取組を進めることが重要である。

① 空港への不法侵入は航空機の安全な運航や空港利用者の安全

・ 安心を脅かすものであり、これを防止し空港のセキュリティを向上するため、空港の監視能力の強化や適切な警備体制の構築を図る等空港への不法侵入対策の強化を行うこととする。

のほか、航空輸送サービスの質の向上や利用者の便益の増進に向けた空港機能の高質化、また、耐震、防災保安の観点からの安全・安心の確保等が求められている。これらに対応するため、現下の厳しい財政事情に鑑み、需要予測の一層の精度向上に引き続き努め、事業評価をより厳格に実施すること等により選択と集中を図り、投資を重点化していくとともに、既存ストックを活用した空港機能の高質化に向け、以下の施策を中心に取り組むことが必要である。

なお、具体的な整備のあり方については、今後閣議決定される社会資本整備重点計画に従って対応する。

1 将来需要に対応するための施設整備・機能向上等

将来の需要動向を踏まえ、今後の空港の整備においては、以下のとおり取り組んでいくことが必要である。

① (略)

② 離島空港については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、航空ネットワークの維持や活性化等を図るために必要な施設整備等を着実に推進することとする。

③・④ (略)

2 空港の耐震化等による安全・安心の確保

大規模地震の発生、空港への不法侵入事案の発生等といった航空輸送サービスの安全・安心を脅かす事象が発生しており、これらに適切に対応するため、以下の取組を進めることが重要である。

① 過去の地震災害において空港がいち早く復旧し、被災地域と

外部地域を直接結ぶ緊急輸送の拠点として救急救命活動、災害復旧支援等に大きな役割を果たした経験を生かし、被災時の緊急輸送拠点となる空港の特性を最大限活用するため、また、地震災害時にも航空ネットワーク及び背後圏における経済活動の継続性を維持するため、滑走路、航空保安施設等の耐震性を向

第三 4

空港の運営に関する基本的な事項
(略)

- ② 防災・減災、国土強靱化の観点から、交通結節拠点である空港において、耐災害性強化を図るとともに、防災拠点機能を強化することで、交通連携によるリダンダンシーの確保、迅速な人命救助や避難、経済活動の維持・継続、早期の復旧・復興を支える。とりわけ、台風や豪雨等に備えた浸水対策、地震災害時における緊急物資等輸送拠点としての機能確保、航空ネットワークの維持等を図るための滑走路、航空保安施設等の耐震性向上等を重点的に実施することとする。
- 3 既存ストックを活用した空港機能の高質化
航空輸送サービスの質や空港利用者にとっての使いやすさを向上する観点から、以下のとおり既存ストックの活用を通じた空港機能の高質化を図ることとする。
 - ① 安全性を確保しながら、利用者便益の増進と空港の効率的な運営を図るため、ILS（計器着陸装置）の高カテゴリー化等を進め、天候等による欠航の発生を極力防止することにより就航率の改善を図る。また、進入方式の高度化等による空港処理能力の向上に努めることとする。
 - ② 多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して利用しやすい空港とするため、引き続きバリアフリー化やジェンダー主流化等のための施設整備を進めるとともに、わかりやすいサイン・案内表示板の整備等を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。また、訪日外国人旅行者の増加に対応して、多言語表記・案内のほか、多種多様なニーズへの対応にも努める。
 - ③ 国内外の都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成の観点や、混雑・集中問題を回避しつつ、訪日外国人旅行者の受入拡大を含む国際観光交流の促進等を図る観点等から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。

第三 4

空港の運営に関する基本的な事項
(略)

- ② 上することとする。
空港への不法な侵入は航空機の安全な運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものであり、これを防止し空港のセキュリティを向上するため、空港の監視能力の強化や適切な警備体制の構築を図る等空港への不法侵入対策の強化を行うこととする。
- 3 既存ストックを活用した空港機能の高質化
航空輸送サービスの質や空港利用者にとっての使いやすさを向上する観点から、以下のとおり既存ストックの活用を通じた空港機能の高質化を図ることとする。
 - ① 安全性を確保しながら、天候等による欠航の発生を極力防止することにより、利用者便益の増進と空港の効率的な運営を図るため、ILS（計器着陸装置）の高カテゴリー化等を積極的に進め、就航率の改善を図ることとする。
 - ② 誰もが利用しやすい空港とし、高齢化社会を見据えた利用者便益の増進や国内外の観光客の使いやすさの向上を目指すこととし、引き続きバリアフリー化を進め、わかりやすいサイン・案内表示板の整備等を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。
 - ③ 都市間を効率的に結ぶ航空物流拠点の形成、国際観光交流の促進等を図る観点から、増大する航空需要等に対応したターミナル諸施設の機能向上を推進する。

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持・強化につながるような運営に努めることとする。

また、空港は、空港そのものが観光客の来訪目的施設になるほか、地域住民の日常生活の中で移動目的以外の来訪施設となり得ることも踏まえ、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。

1 効果的かつ効率的な空港の運営

航空輸送サービスの質や空港の使いやすさといった利用者のニーズの多様化・高度化に的確に対応するため、次に掲げるとおり効果的かつ効率的な空港の運営を図り、空港の高質化を推進する必要がある。なお、次に掲げる取組を更に効果的に責任を持って遂行するための体制のあり方に関しては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）第二十条第二項において「空港整備特別会計（現「自動車安全特別会計空港整備勘定」）において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされていることから、その趣旨を踏まえ、今後適切に検討することとする。

①（略）

② 訪日外国人旅行者の更なる地方誘客に当たっては、地方空港への国際線の就航拡大と、地方空港と拠点空港を結ぶ国内線の

多様化・高度化する空港利用者のニーズに的確に対応し、我が国の国際競争力の強化や地域の活力の向上といった喫緊の課題についても空港として果たしうる貢献を行うべく、空港管理者及び空港機能施設事業者は、相互に連携し、安全な運航の確保、保安・防災面における対応能力の強化、環境への配慮を前提に、今後は、空港の収支状況等を踏まえながら、情報開示・透明化等を通じた空港運営の効率化・提供サービスの高度化を図り、利用促進のための措置を講じ、ネットワークの維持増強につながるような運営に努めることとする。

また、地域の事情・特色を踏まえて関係地方公共団体、関係事業者等と協力し、利用者便益の増進に努めるほか、協議会の活用等により空港を中心とした地域の活力向上を図る等、ハード・ソフトの組み合わせによる空港運営の強化を推進することとする。

1 効果的かつ効率的な空港の運営

航空輸送サービスの質や空港の使いやすさといった利用者のニーズの多様化・高度化に的確に対応するため、次に掲げるとおり効果的かつ効率的な空港の運営を図り、空港の高質化を推進する必要がある。なお、次に掲げる取組を更に効果的に責任を持って遂行するための体制のあり方に関しては、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号）において「空港整備特別会計（現「社会資本整備事業特別会計空港整備勘定」）において経理されている事務及び事業については、将来において、独立行政法人その他の国以外の者に行わせることについて検討するものとする。」とされていることから、その趣旨を踏まえ、今後適切に検討することとする。

①（略）

② 内外の航空路線の誘致等、関係者と一体となった空港全体のマネジメントを推進することとする。

利用促進との双方が必要であることを念頭に、魅力的なデザインেশョン形成や新たな旅行需要の創出と併せて地域全体で必要な取組が進められるよう、地方公共団体や地元経済界はもとより、DMO（観光地域づくり法人）等とも密接に連携した空港マネジメントを推進することとする。

③ 特に離島については、島民生活の安定や離島振興、有人国境離島の保全などの観点から、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて、島民の利用負担の軽減や観光誘致による需要拡大など、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に努めることとする。

④ (略)

⑤ FSC（フルサービスキャリア）のみならず、LCC（ローコストキャリア）やコミュニティ航空等、様々な旅客を対象とした多様な航空便を積極的に誘致することで、空港利用の促進を図り、空港を最大限有効活用することに努めることとする。

⑥ (略)

⑦ 世界経済のグローバル化に伴い、年々利用が増加しているビジネスジェット等への適切な対応も視野に入れて取り組むこととする。

⑧ ビジネスジェットが受入れ可能と見込まれる空港においては、専用のスポット（航空機を駐機するために定められた場所）やターミナル、旅客動線の確保等のビジネスジェットの利便性向上のための取組を推進することとする。

なお、これらの取組をはじめ、効果的かつ効率的な空港の運営を実現していくうえで、民間の資金や能力を活用し、航空系事業と非航空系事業の一体経営を可能とする、コンセッション事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第六項に規定する公共施設等運営事業をいう。）の導入が有効な手段の一つであると考えられる。このた

③ 特に離島については、島民生活の安定や離島振興などの観点から、島民の足の確保や観光誘致による需要拡大に向けた努力を行うなど離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入れ体制の強化に、これまでの離島航空路維持のための方策と併せて努めることとする。

④ (略)

⑤ 定期便の誘致に加え、チャーター便の導入を進めるほか、コミュニティ航空、外国LCC（ローコストキャリア）等の積極誘致による空港利用の促進を図り、空港を最大限有効活用することに努めることとする。

⑥ (略)

⑦ 世界経済のグローバル化に伴い、近年諸外国で利用が増加しているビジネス航空（主に小型航空機を用いた定期航空運送以外のビジネス目的の運航）等新しい航空ビジネスへの適切な対応も視野に入れて取り組むこととする。

⑧ ビジネス航空が受け入れ可能と見込まれる空港においては、専用のスポット（航空機を駐機するために定められた場所）の確保等のビジネス航空の利便性向上のための取組を推進することとする。

め、引き続き、各空港における同事業の導入を推進しつつ、その導入が当面困難とみられる空港においても、各空港の特性に応じて、より効果的・効率的な運営手法を選択し、空港経営改革に取り組んでいくことが重要である。

2 空港施設の適切な維持・機能向上

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加え、既存施設の老朽化に対応するとともに、機能向上に向けた既存施設の更新・改良を図ることが不可欠であり、次に掲げる措置を着実に推進することとする。

① 新技術の導入や予防保全による点検業務の効率化・高度化を図り、適切な維持管理を実施することとする。

② 施工方法の改良等によるライフサイクルコストの縮減等を図りつつ、情報通信技術（ICT）の活用による推進、作業の最適化による生産性の向上に取り組み、老朽化した施設の計画的な更新・改良を実施することとする。

③ (略)

④ 積雪による航空機、牽引車等の円滑な運用が妨げられることを回避するため、除雪能力の向上に努めるほか、除雪時における関係者の連絡体制を強化する等、除雪体制の強化を図るとともに、除雪作業の省力化・自動化の取組を推進することとする。

⑤ (略)

⑥ 地方管理空港等における地方公共団体の技術系職員の不足や技術力低下の深刻化を踏まえ、所定の要件を満たす工事を空港管理者及び空港運営権者に代わって国が行うことができる制度を適切に運用する一方、地方公共団体の技術系職員の確保・育成を図ることとする。

3 利用者の便益の増進

空港は、サービスの拠点としての特性を有しており、空港利用者

2 空港施設の適切な維持・機能向上

滑走路等の空港施設の機能を適切に発揮させるためには、空港機能の保全を図りつつ、空港施設の適切な維持に加え、既存施設への老朽化に対応するとともに、機能向上に向けた既存施設の更新・改良を図ることが不可欠であり、次に掲げる措置を着実に推進することとする。

① 点検の強化等、予防保全の手法等を用いた適切な維持管理を実施することとする。

② 施工方法の改良等によるライフサイクルコストの縮減等を図りつつ、老朽化し緊急性の高い施設を早急に更新するなど、施設の点検等の周期・頻度等の適切な設定等を図り、既存施設の円滑かつ計画的な更新・改良を実施することとする。

③ (略)

④ 積雪による航空機、牽引車等の円滑な運用が妨げられることを回避するため、除雪能力の向上に努めるほか、除雪時における関係者の連絡体制を強化する等、除雪体制の強化を図ることとする。

⑤ (略)

(新設)

3 利用者の便益の増進

空港は、サービスの拠点としての特性を有しており、空港利用者

に対するサービス提供の場として、利用者ニーズに対応した機能の発揮が望まれる。

たとえば、航空旅客が空港を利用する際は、アクセス交通の到着場所から空港ターミナルビルを経て航空機に搭乗するまでの一連の流れの中で様々なサービスを受けるが、これらの流れの中で個々のサービス水準が適正であることに加え、一連の流れが円滑に進められることが求められる。また、飲食・買い物場、空港内施設の案内サービス、欠航遅延等の場合の運航情報の提供、アクセス交通の運行情報の提供、空港周辺の観光情報の提供なども、空港利用者にとっては重要なサービスである。

このようなことを念頭に置き、利用者の便益の増進に向け、次に掲げる措置を推進することとする。

(1) 航空利用者（旅客）の便益の増進

① 多様性・包摂性が確保され、誰もが安心して利用しやすい空港とするため、バリアフリー化やジェンダー主流化等のための施設整備などハード面の対応にとどまらず、その使いやすさの向上・改善への取組などソフト面での対応を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。また、訪日外国人旅行者の増加に対応して、多言語表記・案内のほか、多種多様なニーズへの対応にも努める。

② 深夜早朝便にも対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からの鉄道の輸送力強化・速達化、バス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善や、その利用促進を図ることで、多様な旅客需要に対応した空港アクセスの確保に努めることとする。

③ アクセス交通事業者等との連携強化を通じて、航空便とアクセス交通の接続や運行状況等に係る関連情報のきめ細かい提供

に対するサービス提供の場として、利用者ニーズに対応した機能の発揮が望まれる。

たとえば、航空旅客が空港を利用する際は、アクセス交通の到着場所から空港ターミナルビルを経て航空機に搭乗するまでの一連の流れの中で様々なサービスを受けるが、これらの流れの中で個々のサービス水準が適正であることに加え、一連の流れが円滑に進められることが求められる。また、飲食・買い物場、空港内施設の案内サービス、欠航遅延等の場合の運航情報の提供、アクセス交通の運行情報の提供、空港周辺の観光情報の提供なども、空港利用者にとっては重要なサービスである。

このようなことを念頭に置き、利用者の便益の増進に向け、次に掲げる措置を推進することとし、その継続的な取組を効果的かつ効率的に進めるために必要となる数値・指標的な目標設定とその評価等の手法の導入等の具体的方策の検討にも努めることとする。

(1) 航空利用者（旅客）の便益の増進

① 誰もが利用しやすい空港とするため、バリアフリー化のための施設整備などハード面の対応にとどまらず、その使いやすさの向上・改善への取組などソフト面での対応を行い、ユニバーサルデザイン化を推進することとする。

② 今後主要空港では深夜早朝便の増加が見込まれるが、このような深夜早朝便に対応した交通アクセスの確保に向け、アクセス交通事業者と連携協調して取り組むほか、空港からのバス、タクシー等の乗降場の容量拡大・適正配置等空港へのアクセス交通改善を図ることとする。

③ 空港へのアクセス時間を短縮すべく、アクセス交通事業者等との連携強化を図るとともに、航空便とアクセス交通の接続等

が図られるように努めることとする。

④ 自家用車を利用した空港来訪者の増加による空港駐車場の混雑が課題となっているため、関係地方公共団体、駐車場運営者、アクセス交通事業者等の空港関係者と連携し、料金施策による需要マネジメントや混雑情報の発信の強化、立体駐車場の整備等による駐車可能台数の拡大、公共交通の利用促進等の対策に総合的に取り組む。併せて、担い手の確保が課題となっている空港関係従事者の駐車スペースの確保にも取り組む必要がある。また、レンタカー利用者の増加に対応して、レンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置等の利便性向上にも配慮することとする。さらに、空港においていわゆる白タク行為や、ルールに従わないレンタカーの貸渡し等が行われないよう、空港関係者が共同して取り組むこととする。

⑤ 観光立国推進基本計画等の観光施策との整合・協調を図り、空港として、訪日外国人旅行者を含む国内外の旅行者への観光振興に資する情報の提供及び発信機能の拡充、地域の観光案内、宿泊施設等の情報提供の充実に努めることにより、観光分野における国際競争力の強化や地方創生に貢献することとする。

⑥ 空港内において、訪日外国人旅行者の増加等、利用者ニーズの変化も勘案し、ハード・ソフト両面で、航空利用者にとって分かりやすく円滑な旅客動線の確保に努める。また、第三国間輸送の増加や深夜早朝便の増加等も踏まえ、国際線と国際線、国際線と国内線との乗継ぎ及びアクセス交通への乗継ぎにおける利便性向上や、空港での待ち時間における快適な滞在を図る等のため、仮眠施設、シャワールーム等空港ターミナル施設の充実に努めることとする。

⑦ 航空利用者が増加する中でも利便性を持続可能なものとするため、顔認証技術等、最新のデジタル技術を積極的に活用しつつ、搭乗関連手続きの円滑化・迅速化を図ることとする。

に係る関連情報のきめ細かい提供が図られるように努めることとする。

④ レンタカー利用者等の利便を考慮してレンタカーの営業拠点や乗降場、駐車場の適正配置に努めることとする。

⑤ 観光立国推進基本計画等の観光施策との整合・協調を図り、空港として、観光振興に資する情報の提供及び発信機能の拡充、地域の観光案内、宿泊施設等の情報提供の充実に努めることにより、観光分野における国際競争力の強化に貢献することとする。

⑥ 二十四時間化に伴う深夜早朝便の増加等も踏まえ、国際線トランジットや国際線と国内線との乗継ぎ及びアクセス交通への乗継ぎのための空港での待ち時間における快適な滞在を図る等のため、仮眠施設、シャワールーム等空港内施設の充実に努めることとする。

(新設)

⑧ C I Q（税関、入管、検疫等）手続等についても、最新のデジタル技術を積極的に活用しつつ、待ち時間短縮等サービス水準の向上が図られるよう、必要な機器の導入も含めたC I Q等の取組との連携・支援を行うこととする。

⑨ 天候等により遅延、欠航等が発生した場合や、それにより二次交通が確保されない場合に、旅客が空港に滞留する可能性があることも踏まえ、訪日外国人旅行者を含めた旅客への適切な情報提供や代替アクセス手段の確保、滞留者対応に向けた資機材の確保等、遅延や欠航等が発生した場合に適切な対応が図られるよう、空港関係者において緊密に連携を図ることとする。

⑩ 航空運送事業者及び空港機能施設事業者は、空港におけるサービスの向上に向け、空港管理者及び空港運営権者との間で緊密に連携を図ることとする。また、定時運航についても利用者利便の中核をなすものであるため、関係者で連携しながら、必要な対策の実施に努めることとする。

⑪ 公共交通機関である航空や公共施設である空港の円滑な運営の観点から、例えば、遅延回避のための円滑な搭乗に資する利用者側の理解や協力についても、積極的に呼び掛けていくこととする。

(2) 航空物流機能の強化

ユーザーの要求水準の高度化、臨空部におけるロジステイクスセンターの形成の進展等により、他の輸送機関より速達性に優れた航空による貨物輸送の重要性はますます高まっている。国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、部品の調達から生産、販売までの全体最適化を目指すサプライチェーンマネジメントを基本とする経営戦略を進める荷主にとって、国際物流は極めて重要な位置付けとなっている。近年では、経済安全保障の観点からサプライチェーンの強靱化を図ることも求められている。この意味で、航空物流は、我が国の経済活動を支える基盤的な役割を担い、国際競争力の強化を図る上でも重要であることから、航

⑦ C I Q（税関、入管、検疫等）等について、待ち時間短縮等サービス水準の向上が図られるよう関係機関との連携・支援を行うこととする。

⑧ 天候等により遅延、欠航等の発生した場合の対応の適切化を図ることとする。

⑨ 航空運送事業者及び空港機能施設事業者は、空港におけるサービスの向上に向け、空港管理者との間で緊密に連携を図ることとする。

(新設)

(2) 航空物流機能の強化

ユーザーの要求水準の高度化、臨空部におけるロジステイクスセンターの形成の進展等により、他の輸送機関より速達性に優れた航空による貨物輸送の重要性はますます高まっている。さらに国際分業の進展等による経済のグローバル化に伴い、部品の調達から生産、販売までの全体最適化を目指す「サプライチェーンマネジメント（商慣行の見直し、電子商取引の推進等による企業間連携を通じて、生産から消費までの情報と物の流れを効率化し、商品を迅速に適正な価格で提供するための仕組み）」を基本とする経営戦略を進める荷主にとって、国際物流は極めて重要な位置付けとなっている。この意味で、航空物流は、我が国の経済活

空物流機能の強化が求められている。

さらに、国内物流においては、陸・海・空のあらゆる輸送モードを総動員する「新モーダルシフト」の一環として、定期旅客便の空きスペース等の活用によりトラックドライバー不足やCO₂(二酸化炭素)排出量削減へ寄与することも求められている。

これらのため、航空物流機能の強化を図るための取組について、道路、港湾、鉄道等の他の輸送モードに係るインフラとの連携を念頭に、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを見据え、貨物取扱地区の確保や高機能化をはじめとする空港貨物地区内の物流機能向上のために必要な措置を行うほか、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用、物流のデジタル化を通じた関係者が一元的に情報共有できる環境の整備、税関関連事務の簡素化等に向けて、積極的に対処することとする。

(3) 空港運営に対しての利用者等の意向を反映させる仕組み

空港利用者の便益増進のための継続的な取組を担保するため、利用者等の意向を反映させる仕組みである空港全体のCS(顧客満足度)調査や空港別収支等空港運営の状況も勘案しつつ、空港管理者及び空港運営権者が中心となって、適切な目標を設定し、その実施状況の評価し、改善していくといった必要な取組を推進することとする。また、この取組の状況を適宜公表し、空港を利用する際の参考情報として活用を促すほか、海外空港における利用者便益との比較にも活用できる方策についても併せて検討することとする。

4
安全・安心の確保

動を支える基盤的な役割を担い、国際競争力の強化を図る上でも重要であることから、航空物流機能の強化が求められている。

このため、航空物流機能の強化を図るための取組について、利用者たる貨物運送事業者、貨物取扱事業者のニーズも適確に踏まえつつ、我が国の国際競争力や地域の活力の向上につながることを念頭に、貨物取扱地区の確保や高機能化を始めたところ、国際トランジット貨物便の誘致、深夜貨物便による空港の利活用の推進、地方空港の戦略的活用等に向けて、積極的に対処することとする。

(3) 空港運営に対しての利用者等の意向を反映させる仕組み

空港利用者の便益増進のための継続的な取組を担保するため、幅広い関係者からの多様な意見・提案を反映させる仕組みを導入し、空港別収支等空港運営の状況も勘案しつつ、空港管理者が中心となって、適切な目標を設定し、その実施状況の評価し、改善していくといった必要な取組を推進することとする。このため、空港会社を取り組んできたCS(顧客満足度)調査や公共交通機関の快適性・安心性評価に際し実施してきている指標計測等の手法も参考にし、効率化の視点に留意しながら、継続的な取組が確保されるような利用者等の意向を反映させる仕組みとその実施内容の検討に着手する。また、この取組の状況を適宜公表し、空港を利用する際の参考情報として活用を促すほか、海外空港における利用者便益との比較にも活用できる方策についても併せて検討することとする。

4
安全・安心の確保

航空輸送サービスにおいて、安全・安心の確保は何よりも優先されるべき課題である。航空輸送を支えるインフラである空港においても、安全・安心の確保のための措置は最重要事項であり、今後の航空輸送需要の増大に対応し、次に掲げる措置を推進することとする。

① 今後の航空交通量の増大に対応し、更なる高い安全性を確保すべく、ICAO（国際民間航空機関）における標準化に応じ、事前予防的な安全対策であるSMS（安全管理システム）（安全に対する目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていく管理手法）の導入を推進することとし、空港管理者及び空港運営権者は、航空法第四十七条の二に規定する空港機能管理規程において、空港の機能を確保するための管理の方針、体制及び方法を適切に定め、これに従い航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を適切に講じることとする。

② 航空機に対するテロ・ハイジャックや空港への不法侵入は、航空機の安全運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものである。このため、空港管理者及び空港運営権者は、空港内の航空機や、ターミナルビル、滑走路等の施設に対する破壊行為を防止し、テロ・ハイジャックから航空の安全を守るため、空港機能施設事業者等に対し積極的な取組を求めるとともに、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港機能管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。また、厳しさを増す国際的なテロ等への対応や、訪日外国人旅行者をはじめとした今後の航空需要の増大に対応するため、保安検査員の処遇改善や保安検査の高度化に資するDX技術等の活用を図るなど、更なる保安レベル向上や検査業務効率化を推進する必要がある。こうした観点から、旅客の保安検査の実施主体について、航空運送事業者等から、空港特性を十分に把握し空港を一元的に管理する立場

航空輸送サービスにおいて、安全・安心の確保は何よりも優先されるべき課題である。航空輸送を支えるインフラである空港においても、安全・安心の確保のための措置は最重要事項であり、今後の航空輸送需要の増大に対応し、次に掲げる措置を推進することとする。

① 今後の航空交通量の増大に対応し、更なる高い安全性を確保すべく、ICAO（国際民間航空機関）における標準化に応じ、事前予防的な安全対策であるSMS（安全管理システム）（安全に対する目標達成のための管理計画を立案・実施し、その状況を監視し、必要な措置を講じていく管理手法）の導入を推進することとし、空港管理者は、航空法第四十七条の二に規定する空港保安管理規程において、空港の保安を確保するための管理の方針、体制及び方法を適切に定め、これに従い航空交通及び空港の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を適切に講じることとする。

② 航空機に対するテロ・ハイジャックや空港への不法な侵入は、航空機の安全運航や空港利用者の安全・安心を脅かすものである。このため、空港管理者は、空港内の航空機や、ターミナルビル、滑走路等の施設に対する破壊行為を防止し、テロ・ハイジャックから航空の安全を守るため、空港機能施設事業者等に対し積極的な取組を求めるとともに、関係者間の調整に主体的役割を果たし、制限区域等への出入管理の徹底等、各空港において定められた空港保安管理規程に基づく保安措置の実施に万全を期する。さらに、航空運送事業者等による保安検査の実施に対し、支援・協力を行うほか、関係者の理解の増進に努めることとする。

の空港管理者及び空港運営権者へ順次移行すべく、計画的に調整を進めることとする。さらに、国管理空港・地方管理空港においては、より適切な保安検査の実施の観点から、各空港の実情を踏まえつつ、空港管理者からターミナルビル事業者への保安検査業務に係る事務委任について、空港ごとに検討を進める。

③ 無人航空機による空港への侵入事案等が国内外で発生していることを踏まえ、空港管理者及び空港運営権者は巡視等の無人航空機の異常な飛行を防止するために必要な措置を講じるほか、無人航空機の侵入が生じた場合においても、空港等の機能を確保するために必要な措置を講じることとする。

④ 令和六年一月の東京国際空港内での航空機衝突事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。また、地上走行中の航空機や車両の滑走路への誤進入を防止するための施設の改修及び維持管理を行うとともに、滑走路の安全に係る推進体制を強化する。

⑤ 空港は不法入国の水際阻止や新型コロナウイルス感染症等に関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、感染症や動植物検疫に係る水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、こうした対策に当たり、空港施設を柔軟に運用するなど、臨機応変な対応が取れるよう、内閣感染症危機管理統括庁、CIQ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑥ (略)

⑦ 自然災害発生時、空港は救急・救命活動や住民避難、緊急物資・人員の輸送の拠点として重要な役割を担うため、速やかにその機能を確保する必要がある。このため、空港関係者が一体

(新設)

③ 平成十九年八月の外国航空機的那覇空港内での爆発炎上事故等における経験と教訓を踏まえ、適切な消防体制を確保し、空港消防職員の教育訓練を図る等により、空港消防能力の強化を図ることとする。

④ 空港は不法入国の水際阻止や新型インフルエンザに関する水際対策等における前線拠点であり、これらの適切な運用が、我が国と国民生活の安全と国民の安心をもたらすものである。このため、不法入国の防止、新型インフルエンザに関する水際対策、空港への不法侵入の防止対策等の重要性について、利用者の理解を得るよう努めるとともに、CIQ、警察、消防等関係機関との連携強化を図ることとする。

⑤ (略)

⑥ 地震災害等の緊急事態における緊急物資等の輸送受け入れ体制の確保、帰宅困難者等への対応等を図ることとする。

となり、事業継続計画「A2 (Advanced / Airport) -BCP」を策定し、関係者やアクセス事業者、近隣空港との連携を強化する。さらに、平時から訓練を実施し、計画の実効性を高めるとともに、自然災害の激甚化・頻発化等の環境の変化も踏まえ、不断の見直しを図ることで、災害時に迅速かつ円滑な対応を可能にする。

⑧ 大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、空港の被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止・早期復旧、その他災害応急対策に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施するため、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) を適切に運用することとする。

⑨ 災害時に地方管理空港等の空港管理者から要請があつた場合に、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を当該空港の空港管理者及び空港運営権者に代わって国が行うことができる権限代行制度を適切に運用することとする。

⑩ 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律 (令和四年法律第四十三号) において、空港についても基幹インフラとして指定されていることを踏まえ、基幹インフラ業務の安定的な提供確保に向け、重要設備の導入・維持管理の委託等の届出・審査の適正な実施を図る。

⑪ 空港は、サイバーセキュリティ基本法 (平成二十六年法律第百四号) に基づき、重要インフラ分野の一つとして位置づけられていることを考慮し、空港管理者及び空港運営権者は、空港機能の確保に特に影響を及ぼす主要システムのサイバーセキュリティの確保に取り組むこととする。

5 環境負荷の低減

空港分野においては、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成も視野に、空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させ、空港の持続可能性を確保するため、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

5 環境負荷の低減

空港運営に伴う地球環境や地域環境への影響を低減させるため、空港においても、環境の保全及び良好な環境の創造を推進する施策を行う必要がある。このため、次の施策に積極的に取り組むこととする。

に取り組むこととする。

なお、周辺地域に環境負荷等の影響を与える成田国際空港、東京国際空港等の空港における航空機騒音による障害の防止等の対策やこれまでの周辺地域と合意の上進めている各種施策については、第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる内容のとおり、確実に取り組んでいくものとする。

① 柔軟な経路設計が可能となることにより、航空経路の短縮を通じ燃料消費及びCO₂排出量の削減につながる衛星信号の情報を利用した進入方式の導入等の航空交通システムの高度化のための協力支援を行うこととする。

② いわゆるESG投資の機運が高まっている中、航空脱炭素化推進基本方針に基づき、二〇五〇年までのカーボンニュートラルの実現に向け、空港施設・空港車両の省エネルギー化、空港への再生可能エネルギーの導入等、空港における脱炭素化を推進することとする。具体的には、航空灯火のLED化、空港車両のEV・FCV化、充電設備の導入、GPU（地上動力設備）の利用促進、太陽光発電等の地域特性を考慮した再生可能エネルギーの導入等に取り組むこととする。

③ カーボンニュートラルの実現に向けて、CO₂削減効果の大きいSAF（持続可能な航空燃料）の導入が航空の脱炭素化において不可欠であり、国際競争力のある価格でのSAFの導入促進に向け、空港関係者も参画し、官民連携して取り組む。

6|| 空港DXの推進

今後も拡大する世界の航空需要を取り込み、空港機能を持続可能な形で維持・発展させていくためには、顔認証、自動運転、AI等の最新技術を積極的に取り込みつつ、自動チェックイン機やスマートレーン等による旅客の搭乗関連手続きの円滑化・迅速化や、自動運転トローリングトラックや自動ボーディングブリッジ等によるグランドハンドリング業務の省人化・省力化といった空港関係業務の

なお、周辺地域に騒音負荷等の影響を与える成田国際空港等の空港における航空機騒音による障害の防止等の対策やこれまでの周辺地域と合意の上進めている各種施策については、第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる内容のとおり、確実に取り組んでいくものとする。

① 柔軟な経路設計が可能となることにより、航空経路の短縮を通じ燃料消費及び二酸化炭素(CO₂)排出量の削減につながるRNAV（広域航法）の導入等の航空保安システムの高度化のための協力支援を行うこととする。

② 環境にやさしい空港（エコエアポート）施策を推進することとする。具体的には、GPU（地上動力設備）の利用促進、空港内建築物における太陽光発電の導入や屋上緑化、空港内車両のエコカー化やアイドリングストップの励行等に取り組むこととする。

（新設）

（新設）

イノベーションを官民が連携して進める必要がある。

こうした空港DX技術の本格実装化のため、空港管理者や空港運営権者が中心となり必要なインフラ整備に取り組むほか、国においても、規制・制度の見直しや技術開発、導入事業者に対する支援の実施等について積極的に取り組んでいくべきである。

7 航空管制業務等との連携

空港管理者及び空港運営権者は、当該空港における安全かつ円滑な航空交通の確保を図るとともに、全国的な航空交通ネットワークを構成する一員として、我が国全体の航空の安全に貢献することが求められる。

①・② (略)

8 空港会社及び空港運営権者の運営のあり方

空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。空港運営権者についても、地域の実情を踏まえつつ民間の資金や能力を活用した効率的な空港運営を図るための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を發揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、それぞれの自主性を最大限尊重した経営環境・体制整備を講じることとする。

空港会社及び空港運営権者は、自らの運営する空港の公共的な役割を十分認識し、関係法令・条約等を遵守するとともに、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、ガバナンス（企業統治）を確保しつつ、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化や地域経済の活性化その他の地域の活力の向上に貢献すべきである。

特に、基本施設（滑走路・エプロン（旅客の乗降、貨物の積卸し、燃料補給等のために航空機を駐機する場所）等）の適切な管理、

6 航空管制業務等との連携

空港管理者は、当該空港における安全かつ円滑な航空交通の確保を図るとともに、全国的な航空交通ネットワークを構成する一員として、我が国全体の航空の安全に貢献することが求められる。

①・② (略)

7 空港会社の運営のあり方

空港会社については、国際拠点空港としての公共的な役割や、独占性、代替可能性といった事業特性に鑑み、効率的でかつ自立した経営を確保するための措置を講じてきている。今後も、創意工夫を發揮した的確な空港運営を可能ならしめるため、その自主性を最大限尊重した経営環境・体制整備を講じることとする。

空港会社は、自らの運営する国際拠点空港の公共的な役割を十分認識し、関係法令・条約等を遵守するとともに、我が国の航空ネットワークにおける重要性を踏まえ、航空機の安全運航の確保のほか、我が国の国際航空需要に応えるよう適切な方策を講じることとし、会社経営の効率化、利用者の便益の増進、周辺地域・経済団体等と協力した利用促進策の実施等を図って、継続的かつ安定的で適正な空港運営を行い、もって我が国の国際競争力の強化に貢献すべきである。

特に、基本施設（滑走路・エプロン（旅客の乗降、貨物の積卸し、燃料補給等のために航空機を駐機する場所）等）の適切な管理、需要に的確に対応した空港機能の拡充、着陸料、旅客取扱施設利用料等の料金の適正な水準の確保、利用者便益の増進、公正かつ平等な運営の確保、保安防災措置の確実な実施、環境対策・地域共生策

需要に的確に対応した空港機能の拡充、着陸料、旅客取扱施設利用料等の料金の適正な水準の確保、利用者便益の増進、公正かつ平等な運営の確保、保安防災措置の確実な実施、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港DXの推進、環境対策・地域共生策の適切な実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保等については、空港運営の最重要項目として留意すべきである。

このため、国は、空港会社及び空港運営権者に対して、必要な情報の開示を促すほか、空港運営の状況の把握に努めるとともに、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

9|| 空港機能施設事業の運営のあり方

空港ターミナルビルや航空機給油施設に係るサービスの提供を行う空港機能施設事業も、空港が安全かつ円滑に機能し、航空機の安全かつ安定的な運航を確保し、利用者にとって利用しやすい空港とするために不可欠な事業であり、高い公共性を有するものである。しかしながら、こういった事業については、空港の基本施設に準ずる公共性と重要性を有し、その的確な事業遂行が空港運営にとって不可欠であるにもかかわらず、かつては、的確な実施を担保するための制度的措置が講じられていなかった。空港政策の重点が空港の「整備」から「運営」へシフトしていく中で、空港機能施設事業に対する的確な実施を担保するための規範性の高い規制措置を講じることが喫緊の課題となってきたため、平成二十年の空港法への改正において、空港機能施設事業者の指定制度が導入された。

このような経緯と事業の公共的性格等を踏まえ、空港機能施設事業者による事業の実施については、空港機能の提供者の一員として、空港利用者の便益の増進及び安全・安心の確保の推進に寄与するよう、空港管理者との調整の下に、その事業遂行が適切に行われるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、まず、空港機能施設事業者の指定に当たっては、その事業の空港運営における重要性に鑑み、

の適切な実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保等については、空港運営の最重要項目として留意すべきである。

このため、国は、空港会社に対して、必要な情報の開示を促すほか、空港運営の状況の把握に努め、事業運営が適切に行われるよう関係法令に基づく必要な施策を適切に講じることとする。

8|| 空港機能施設事業の運営のあり方

空港ターミナルビルや航空機給油施設に係るサービスの提供を行う空港機能施設事業も、空港が安全かつ円滑に機能し、航空機の安全かつ安定的な運航を確保し、利用者にとって利用しやすい空港とするために不可欠な事業であり、高い公共性を有するものである。しかしながら、こういった事業については、空港の基本施設に準ずる公共性と重要性を有し、その的確な事業遂行が空港運営にとって不可欠であるにもかかわらず、これまで、的確な実施を担保するための制度的措置が講じられてこなかった。空港政策の重点が空港の「整備」から「運営」へシフトしていく中で、空港機能施設事業に対する的確な実施を担保するための規範性の高い規制措置を講じることが喫緊の課題となってきたため、一般の空港法への改正において、空港機能施設事業者の指定制度が導入された。

このような経緯と事業の公共的性格等を踏まえ、指定空港機能施設事業者による事業の実施については、空港機能の提供者の一員として、空港利用者の便益の増進及び安全・安心の確保の推進に寄与するよう、空港管理者との調整の下に、その事業遂行が適切に行われるようにすることが必要である。

以上を踏まえ、まず、空港機能施設事業者の指定に当たっては、その事業の空港運営における重要性に鑑み、

イ (略)

ロ 施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の適正化に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、脱炭素化を含む環境負荷の低減、空港DXの推進、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確保すること。併せて、ガバナンス（企業統治）の確保に向けた取組が行われていることを確認すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づき必要な施策を適切に講じることとする。

10) 情報開示・透明化、ガバナンス（企業統治）の確保

空港管理者、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、利用者の便益の増進や空港運営の効率化を図るため、空港内サービス内容や災害時における対策内容の開示、空港別収支の明確化等を含め、利用者への的確な情報の開示・提供等透明性の確保に努めることとする。

特に、空港管理者及び空港運営権者は、空港法第十二条において、空港のサービス内容等を定めた空港供用規程の策定と公表を行わなければならないこととされている。空港供用規程は、空港利用者の便益の増進を目的として策定されるものであることから、その策定に当たっては、同条第一項各号に規定された事項について、その内容が空港利用者にとって空港の利用を適切に決定することを可能とするために最低限必要な事項を網羅する等利用者の視点に立って定めたものとなることが重要であり、本基本方針の趣旨を踏まえて適切に定めることが必要である。

イ (略)

ロ 施設の安定的かつ適正な提供を可能とする「十分な経理的基礎及び技術的能力」として、事業遂行に向けた資金調達方策の確立、旅客取扱施設利用料等の利用者負担の軽減に向けた取組、区分経理の実施、安全保障・危機管理に対する適切な対応の確保、利便性向上施策、環境負荷軽減、協議会への積極的な対応、地域との連携のための取組等を十分に行えるものであること等を確保すること。

が必要である。

さらに、空港機能施設事業者に対しては、必要な情報の開示を促すほか、事業遂行の状況の把握に努め、事業遂行が適切に行われるよう空港法等の関係法令に基づき必要な施策を適切に講じることとする。

(新設)

また、空港会社、空港運営権者及び空港機能施設事業者は、民間事業者でありつつも、空港という公共性の高いインフラの運営を担う存在であり、関係するステークホルダーからの幅広く、また高い信頼を得る必要がある。かつ、短期的な利益判断にとらわれず、中長期的視点に立った経営姿勢が求められることから、コンプライアンスをはじめ、ガバナンス（企業統治）の確保に関する取組の実効性を十分に確保する必要がある。具体的には、ガバナンス（企業統治）確保のための指針等の整備と遵守の宣言、社外取締役・監査役等が監督する仕組みを含めた適切な経営の確保、不適切事案の速やかな公表を含めた国民に対する積極的な情報開示の実行等に努めることが求められる。

11) 地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。

これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。また、離島空港においては、島民生活の安定に加え、離島振興や有人国境離島の保全などの観点もあることから、離島航空路の利用の推進策やそれに対応した空港・地域の受入体制の強化に取り組んできている。

引き続き、このような努力を継続・強化し、地域の事情・特色を踏まえた空港の利用者の便益の増進、需要喚起等の利用促進等に努めることや、他の地方公共団体における取組内容を参考にし、先進事例を積極的に活用するほか、国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、空港へのコンセンション事業の導入を

9) 地方公共団体の管理する空港における運営のあり方

地方公共団体が管理する空港については、それぞれの空港の後背圏の経済状況、航空路線の展開の状況、他の交通網の整備の状況等置かれている環境が様々であるため、それぞれの地方公共団体が住民・利用者の意向・ニーズを踏まえるほか、空港に対する理解の増進と関係者の協力の確保を念頭に置いて、今後とも、適切な空港の整備及び運営に向けた努力を行う必要がある。

これまでも、各空港においては、航空路線の維持活性化に向け、創意工夫を凝らし、航空運送事業者との連携、観光関係団体等との協調的取組等により、空港の利用促進に取り組んできている。

引き続き、このような努力を継続・強化し、地域の事情・特色を踏まえた空港の利用者の便益の増進、需要喚起等の利用促進等に努めることや、他の地方公共団体における取組内容を参考にし、先進事例を積極的に活用するほか、国管理空港における効果的・効率的な運営に向けた取組に準じ、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明化等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

含む空港経営改革を推進するとともに、収支状況等の空港運営情報の明確化・透明化等を通じた運営効率化を図ることが望まれる。

12) 空港機能を支える事業の運営のあり方

空港グランドハンドリング、空港給油、保安検査等の空港業務は、航空機の安全かつ効率的な運航に不可欠な重要な業務であり、これらの業務が十分かつ健全に提供されなければ、空港機能の維持・拡充が困難となる。また、空港利用者に直接接する空港業務については、適切に提供されなければ、その満足度にも影響を与えることとなる。そのため、航空運送事業者等からこれらの業務を営む事業者に委託等が行われる場合には、航空輸送サービスの安全・安心な運航の確保に当たり十分な事業遂行能力を有する者を選定するとともに、賃上げを含む処遇改善や労働環境の改善等への積極的な取組も含め、当該事業者において業務が適切に行われていることを不断に確認することが望ましい。また、担い手不足が深刻化する中、処遇改善や労働環境の改善等により必要な人材を確保し従業員モチベーションの向上に努めていくことが重要であり、そのためにも、この分野では一部に多重委託構造も見られるところ、委託側と受託側の間における取引の適正化が求められる。

また、特定技能の在留資格制度による外国人材の活用等も含めた人材の確保・育成や、グランドハンドリング業務に係る資格の共通化及び資機材の共用化等、事業者の枠を超えた協調領域の拡大、先進資機材の導入等の空港DXによる生産性向上に取り組むことも重要である。

さらに、突然の運休や減便等に伴う業務量の変動リスクについて、路線誘致等を図る空港管理者や空港運営権者、関係地方公共団体をはじめとする関係者が連携して適切に分担するなどの取組が期待される。

こうした取組が空港全体で適切に行われるよう、空港管理者及び空港運営権者は、関係者による協議の場を設けるなど、積極的にリーダーシップを発揮し、トータルとして空港サービスの提供が改善

(新設)

第四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

空港は、地域における広域的な交通拠点であり、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にした地域の活力の減退を克服するため、空港を通じた国内外の人や物資の流れを活発化させることにより、観光振興や物流の高度化等を図り、地域の活力を向上させることが求められている。

このため、空港を活用した地域経済活性化等の地域の活力向上に向け、空港利用者の視点も踏まえ、空港や周辺地域における空港利用者との交流の促進、空港に集まる産業物資や地元産品の流通の促進、空港における空港周辺地域住民の交流の促進等、空港と周辺地域との連携を推進していくことが必要である。

また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、空港運営権者、アクセス交通事業者、関係地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体、DMO等による連携した取組の推進が重要であり、第三13の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。

第五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

国土の狭隘な我が国において、航空需要に適切に対応し、航空輸送サービス水準の向上を図るためには、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることが極めて重要であり、このような観点から、これまで多様な環境対策及び地域周辺対策が実施されてきた。

周辺地域に騒音等の負担を与える成田国際空港等の空港においては、航空機の低騒音化等の環境対策や落下物対策等の安全対策を含めた更なる負担軽減に向けた努力を行うことは論をまたないが、周

必要な事項を網羅する等利用者の視点に立つて定めたものとなることが重要であり、本基本方針の趣旨を踏まえて適切に定めることが必要である。

第四 空港とその周辺の地域との連携の確保に関する基本的な事項

空港は、地域における広域的な交通拠点であり、急速な少子高齢化の進展、産業の空洞化等を背景にした地域の活力の減退を克服するため、空港を通じた国内外の人や物資の流れを活発化させることにより、観光振興や物流の高度化等を図り、地域の活力を向上させることが求められている。

このため、空港を活用した地域経済活性化等の地域の活力向上に向け、空港利用者の視点も踏まえ、空港や周辺地域における空港利用者との交流の促進、空港に集まる産業物資や地元産品の流通の促進、空港における空港周辺地域住民の交流の促進等、空港と周辺地域との連携を推進していくことが必要である。

また、空港を活用した観光振興・物流高度化等による地域の活力向上を図るため、空港管理者、アクセス交通事業者、周辺地方公共団体、観光関係団体、商工関係団体等による連携した取組の推進が重要であり、第三10の「協議会の活用」に掲げる内容のとおり、協議会制度の活用にも積極的に取り組むこととする。

第五 空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項

国土の狭隘な我が国において、航空需要に適切に対応し、航空輸送サービス水準の向上を図るためには、空港の運営に伴う環境負荷を軽減し、周辺地域との共生を図ることが極めて重要であり、このような観点から、これまで多様な環境対策及び地域周辺対策が実施されてきた。

周辺地域に騒音等の影響を与える成田国際空港等の空港においては、航空機の低騒音化等の発生源対策を含め更なる軽減に向けた努力を行うことは論を待たないが、周辺地域に負荷が生じること

辺地域に負担が生じることは当面不可避であることから、適切な見直しを行いつつ、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）等の法令に基づき移転補償・防音工事の実施や、航空機からの落下物に係る補償等の充実、空港の周辺における環境対策及び地域周辺対策を着実にを行い、空港に対する周辺地域の理解を得ることが、空港の円滑な運営にとって重要である。

これらの対策の実施に当たっては、周辺地域の事情・特色を踏まえつつ、空港管理者、空港運営権者、空港周辺の地方公共団体その他の空港関係者の間において、十分な情報交換等に基づき適切な方策が合意され、進められることが望ましい。

特に、成田国際空港については、建設の経緯もあり、その後の関係者間の話合いの過程や民営化に当たって、国、空港会社及び地域の間で得られた理解と合意に基づいた地域共生策が進められてきており、今後とも、これらを尊重し、適切な施策が講じられることが必要である。

また、令和二年三月から都心上空を通過する新飛行経路が導入された東京国際空港においても、引き続き飛行経路周辺地域における騒音負担の更なる軽減や安全対策の更なる充実を図るとともに、地域への丁寧な情報提供を行う必要がある。

第六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港及び中部国際空港は、いずれも我が国の主要空港として空の玄関口の役割を担っているが、増加傾向にある国際航空需要への対応や、東アジアの主要空港との空港間競争への対応が喫緊の課題となっている。

このため、これら主要空港が全体として、今後更に増加が見込まれる訪日外国人旅行者等の旅客需要や、高単価・高付加価値の工業品や農産品の輸出等の貨物需要をはじめとする我が国の旺盛な国際航空需要に適切に 대응するとともに、人流・物流の両面で三国間流動

は当面不可避であることから、適切な見直しを行いつつ、公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第十号）等の法令に従い、移転補償・防音工事の実施等空港の周辺における環境対策及び地域周辺対策を着実にを行い、空港に対する周辺地域の理解を得ることが、空港の円滑な運営にとって重要である。

また、これらの対策の実施に当たっては、周辺地域の事情・特色を踏まえつつ、空港管理者、周辺地方公共団体、空港関係者等の間において、十分な情報交換等に基づき適切な方策が合意され、進められることが望ましい。

特に、成田国際空港については、建設の経緯もあり、その後の関係者間の話合いの過程や民営化に当たって、国、空港会社及び地域の間で得られた理解と合意に基づいた地域共生策が進められてきており、今後とも、これらを尊重し、適切な施策が講じられることが必要である。

第六 地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港相互間の連携の確保に関する基本的な事項

成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港の我が国国際拠点空港は、我が国の国際航空需要に迎えるとともに、欧米等の長距離国際路線について東アジア地域における主要な窓口としての役割を担ってきているが、東アジアの近隣諸国における国際ハブ空港の戦略的な整備進展に伴い、これらの空港との競争の必要性も認識されてきている。

このため、我が国の旺盛な国際航空需要に今後とも適切に迎えるとともに、東アジアと世界を結ぶアジア・ゲートウェイとしての我

需要の積極的な取り込みを図り、我が国の経済安全保障の確保の観点からもオープンかつ戦略的なネットワークを構築することで、更なる国際競争力の強化に取り組みこととする。

さらに、各主要空港の存する首都圏、近畿圏、中部圏のそれぞれの域内において、当該域内に存する他の空港も含めて、航空需要、各空港の特色等を踏まえ、空港運用の最適化を図り、空港機能を地域全体として最大化できるよう努めていく。

また、三大都市圏以外の地域においても、地理的、経済的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する空港については、同様に、空港機能の最大化の観点から連携を図っていくことが望ましい。

1|| 首都圏における空港相互間の連携のあり方

首都圏に存する成田国際空港及び東京国際空港は、我が国の国際航空需要の多くを担うのみならず、その地理的優位性から、三國間、とりわけ北米とアジアの国・地域の結節点としての役割をますます強化していける可能性があることから、成田国際空港における滑走路の新増設等の機能強化により、年間発着容量を現在の三十四万回から五十万回に増加させ、両空港を合わせた年間発着容量を約百万回とする。

特に成田国際空港においては、三國間流動需要の更なる取り込みに向けて、時間当たりの発着回数増加やワンターミナルの整備により、アジアの国・地域の他の主要空港と比較して遜色のない国際ハブ空港としての機能強化を図るとともに、新貨物地区の整備により国際航空物流機能の抜本的強化を図ることとする。また、LCC・ビジネスジェット等、多様な需要に幅広く対応していく。

が国の地位を維持増進していくため、全国的な視野に立ってアジアとのオープンかつ戦略的なネットワークを構築する。

この場合において、これら三空港については、各空港がそれぞれの背後圏の航空需要に応えることはもとより、我が国の国際拠点空港として三空港相まって我が国全体の航空需要に最大限対応することが適切である。首都圏空港の空港容量が当面逼迫している状況においては、空港容量に余裕のある関西国際空港及び中部国際空港と合わせて、これらの航空需要にトータルとして最大限対応することとする。さらに、平成二十二年の首都圏空港の容量拡大によっても概ね十年後には空港容量が逼迫することが予想されており、更なる容量拡大に向けての検討が課題となっているが、これらの容量拡大のあり方及びそれに伴う国際拠点空港全体としてのあり方についても、検討することとする。

また、同一地域の複数空港について、航空需要、各空港の特色、地元における議論等を踏まえ、適切な役割分担に基づき、当該地域全体としての運営の最適化を図ることとする。

1|| 首都圏における空港相互間の連携のあり方

平成二十年六月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」及びその前提となった同年五月の「首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能拡充プラン」（具体的な内容は、「注」参照）に従い、成田国際空港（成田）は国際線の基幹空港、東京国際空港（羽田）は国内線の基幹空港という基本的な役割分担を踏まえ、両空港間及び都心と両空港との間の鉄道アクセス改善のための整備の調査検討を含め、両空港の一体的活用による国際航空機能の最大化を図る。

〔注〕・平成二十二年に、羽田は昼間約三万回・深夜早朝約三万回の合計約六万回、成田は約二万回の合計約八万回の国際定期便を実現する。

・平成二十二年以降は、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案して、昼

さらに、新幹線等の乗継ぎ拠点を含む都心部及び東京国際空港との鉄道・道路アクセスの強化に取り組むこととする。

東京国際空港においても、更なる運用の効率化及び利便性の向上を目指して、ターミナルの再編・整備を計画的に進めるとともに、空港アクセス鉄道の強化を進める。

そのうえで、両空港それぞれの強みを生かした航空ネットワークの形成を図りつつ、両空港間の旅客・貨物の移動の一層の円滑化を実現することによって、両空港一体の「首都圏空港」としての国際競争力を大幅に強化していく。

2 近畿圏における空港相互間の連携のあり方

令和元年五月の関西三空港懇談会において確認された関西三空港の以下の役割分担の下、各空港の特性を生かしつつ、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

① 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港

② (略)

③ 神戸空港は神戸市及びその周辺の航空需要に対応する地方空港であり、関西国際空港・大阪国際空港を補完する機能が求められる。

令和四年九月の同懇談会では、令和十二年前後を目途に三空港全体で年間五十万回の発着容量確保を目指すことが合意されており、これに向けた利用促進や空港機能の強化等に関する地元における議論も踏まえ、また、三空港を一体的に運営する空港運営権者の経営判断をできる限り尊重しつつ、安全面・環境面への配慮を大前提に、関西全体の航空需要拡大と関西経済の発展に向けて引き続き適切に対応する。

3 中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国

間は羽田のアクセス利便性を活かせる路線を中心に国際線の増加を推進する。

・ 首都圏全体で、平成二十二年以降、約十七万回の発着枠の増枠により年間発着枠約七十万回を実現し、さらに、あらゆる角度から可能な限りの空港容量拡大施策を検討する。

2 近畿圏における空港相互間の連携のあり方

平成十七年十一月に開催された関西三空港懇談会において了承された関西三空港のあり方に従い、以下の役割分担の下で、トータルとして三空港の最適運用を図ることとする。

① 関西国際空港は西日本を中心とする国際拠点空港であり、関西圏の国内線の基幹空港。国際線が就航する空港は、今後とも関空に限定することが適当

② (略)

③ 神戸空港は百五十万都市神戸及びその周辺の国内航空需要に対応する地方空港

なお、関西三空港の最適運用・経営のあり方、需要喚起のための利用促進のあり方、関西国際空港株式会社の財務構造の抜本改善等の喫緊の課題については、近畿圏全体の利用促進の確保や経済の発展のために進められている地元における議論も踏まえながら、利用者利便の向上、関西国際空港の国際競争力の強化や安定的な経営基盤の確立に向けて、引き続き検討する。

3 中部圏における空港相互間の連携のあり方

平成十年度の中部国際空港の事業化に先立ち、定期航空路線は中部国際空港へ一元化することが前提とされたことを踏まえ、中部国

際空港は成田国際空港及び関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、空港の完全二十四時間運用の実現や安定的な輸送機能の確保等に向けた代替滑走路の整備等を推進し、これらの機能強化を十分に生かした活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミュニティー航空やビジネスジェットなどの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立つて中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七 その他

1 共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

2 基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港機能施設事業者の指定、空港脱炭素化推進計画の認定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な指定基準、ガイドライン等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。

3 その他

空港の設置及び管理に際しては、第三五の「環境負荷の低減」及び第五の「空港の周辺における騒音その他の航空機の運航により生

際空港は成田国際空港・関西国際空港と並ぶ我が国の国際拠点空港として、二十四時間運用をいかに活用を促進する。県営名古屋飛行場はコミュニティー航空やビジネス機などの小型航空機の活動拠点として中部国際空港を補完するという基本的な役割分担の下、長期的視野に立つて中部圏の多様な航空需要に適切に対応した両空港の連携を図ることとする。

第七 その他

1 共用空港における整備及び運営等

共用空港については、その空港としての特性を踏まえつつ、前記第一～第五の趣旨に沿った空港の整備及び運営を行うため、自衛隊又はアメリカ合衆国との連携を密接に図ることとする。

また、首都圏の航空需要の一翼を担う役割を果たすための共用空港等の活用の方について、関係者間において検討を進めることとする。

2 基本方針に則った空港法・航空法の運用のあり方

本基本方針は、空港法で定める空港供用規程についての認可、空港機能施設事業者の指定等の際の判断指針ともなるべきものである。したがって、これらの行政上の行為に当たっては、本基本方針の中の各項目において定める内容に従うほか、基本方針全体の趣旨に則って適正な運用を図ることとする。また、関係者が申請等に当たって行政の判断内容の予測を容易に行えるようにする観点から、必要となる事項については本基本方針に従いさらに具体的な認可基準、指定基準等を定めることとする。当該基準等の策定に当たっては、パブリックコメントを行う等公正で透明な手続きの確保に留意することとする。

3 その他

空港の設置及び管理に際しては、第三五の「環境負荷の軽減」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自

ずる障害の防止及び損失の補償並びに生活環境の改善に関する基本的な事項」に掲げる取組のほか、環境関係法令に従いつつ、空港周辺における自然環境等の保全に配慮する。

空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。

特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。

おわりに

我が国の空港は、岩国空港（岩国飛行場）が平成二十四年に開港したこと等により合計九十七空港となっている。また、成田国際空港の滑走路の増設等をはじめ、各空港において必要な機能強化事業が進められている。

空港をめぐる状況は進展していくが、今後とも、将来需要に対応するための方策と併せ、これまで整備してきた空港の確かな機能向上及び効率的な運営を行い、全国の空港をトータルとして有効活用し、適正な航空ネットワークを形成し、利用者のニーズに応えるとともに、国際航空機能を強化し、「開かれた日本」の玄関口として我が国の競争力の向上に貢献することが重要である。

したがって、このような認識の下に定めた本基本方針に従って空港政策を着実に進め、空港の適切な整備及び運営を図ることとし、関係者に対し、それぞれの役割を十分に発揮し、国、地方公共団体、空港会社、空港運営権者、空港機能施設事業者、航空運送事業者

然環境等の保全に配慮する。

空港は、我が国の安全保障を確保する上で重要な役割を担うので、空港管理者は、関係法令に基づく責務等を適切に履行し、平素から国等との連携を密接に図ることとする。

特に、総合的な防衛体制の強化に資する研究開発及び公共インフラ整備に関する関係閣僚会議を踏まえ、安全保障環境を踏まえた対応を実効的に行うため、自衛隊・海上保安庁の航空機が平時から必要な空港を円滑に利用できるよう、国土交通省と防衛省と空港管理者との間に「円滑な利用に関する枠組み」を設け、必要な調整を実施するとともに、枠組みを設けた空港（特定利用空港）においては、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の航空機の円滑な利用にも資するよう、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮して、必要な整備又は既存事業を促進する。

おわりに

我が国の空港は、静岡空港及び百里飛行場（茨城空港）が平成二十一年以降順次開港することが予定され、この結果、合計九十九空港となる。また、首都圏においては、平成二十二年には成田国際空港（成田）の暫定滑走路の北伸及び東京国際空港（羽田）の第四滑走路の供用がそれぞれ予定されており、首都圏空港（成田・羽田）における国際航空機能の拡充と空港容量の拡大が見込まれている。

このように、さらに空港をめぐる状況は進展していくが、今後とも、将来需要に対応するための方策と併せ、これまで整備してきた空港の確かな機能向上及び効率的な運営を行い、全国の空港をトータルとして有効活用し、適正な航空ネットワークを形成し、利用者のニーズに応えるとともに、国際航空機能を強化し、「開かれた日本」の玄関・窓口として我が国の競争力の向上に貢献することが重要である。

したがって、今後は、このような認識の下に定めた本基本方針に

をはじめとする関係者間の連携を強化して、積極的な取組を求めるものである。

なお、社会経済情勢等の変化を受けて、本基本方針を見直すべき事態が生じた場合は、次回の見直し・改定の時期を待つことなく臨機応変に対応することとする。

従って空港政策を着実に進め、空港の適切な整備及び運営を図ることとし、関係者に対し、それぞれの役割を十分に発揮し、国、地方公共団体、空港会社、航空運送事業者をはじめとする関係者間の連携を強化して、積極的な取組を求めるものである。

なお、本基本方針の各項目の中には、現時点では方針を定めるに至らず、今後の検討にゆだねたものもある。それらについては、関係者の理解と協力を得つつできる限り早急に結論を得ることとし、必要に応じ本基本方針を改定することとする。

また、昨今の経済状況の推移やそれに伴う影響については、引き続き注視するが、この他にも本基本方針の策定後に現時点では予想できない事象が発生し、本基本方針を見直すべき事態が生じた場合は、次回の見直し・改定の時期を待つことなく臨機応変に対応することとする。